

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成28年4月7日
発信課 担当者	環境部新エネルギー推進課 高橋哲哉
連絡先	電話 (内)5256 (直)25-9724
	FAX 29-3977
	E-mail newenergy@city.asahikawa.hokkaido.jp

分類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	4月20日～5月27日
発表項目 (行事名)	平成28年度旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金の 説明会の開催と募集について
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>旭川市では、市民の方や民間事業者の方が、再生可能エネルギー等を設置する場合の費用の一部を補助しており、平成27年度に引き続き「旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業」を実施することになりました。</p> <p>今年度、創設した「旭川市スマートハウス認定制度」を利用すると太陽光発電設備や燃料電池システム等が優先的に補助採択になりますので、これまでより一層、地球温暖化防止対策を効果的に進めることができます。</p> <p>つきましては、4月19日に補助金説明会を開催し、また、4月20日から5月27日までの期間に前期申請を受け付けますので、下記内容で、4月11日から4月15日までの期間に報道されるよう、ご配慮をお願い申し上げます。</p> <p>1 補助対象者 : 市民(居住予定含む。)及び中小企業者等 2 補助対象設備 : 地域エネルギー設備、スマートハウス認定設備ほか 3 補助率及び上限額 : HEMS(1/3, 5万円), 太陽光発電(1/10, 15万円), 定置用蓄電池(1/10, 15万円), エネファーム(1/10, 15万円), コレト(1/10, 8万円), 地中熱ヒートポンプ(1/3, 75万円), 薪・ペレットストーブ(1/3, 20万円), 高効率暖房機(1/10, 5万円), ゼロエネルギー化設備(1/2, 50万円) ※既に着工している工事は対象になりません 4 交付決定方法 : 抽選。ただしゼロエネルギー化設備は評価選定。 旭川市スマートハウス認定者は優先的に補助採択。 5 募集予算総額 : 845万円 (1) 前期予算額 500万円 (ゼロエネルギー化設備を除く) (2) 後期予算額 245万円 (ゼロエネルギー化設備を除く) (3) ゼロエネルギー化設備 年間100万円 6 申請受付期間 前期 : 4月20日(水)～5月27日(金) 後期 : 7月1日(金)～7月22日(金) ゼロエネルギー化設備は4月20日(水)から受付開始。 7 補助金説明会 4月19日(火) 14時 旭川市職員会館3階6号会議室 旭川市9条通9丁目右10号</p>

	8 申請書配布・問い合わせ先 旭川市6条通9丁目旭川市総合庁舎8階 環境部新エネルギー推進課 TEL 25-9724
添付資料	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無 （有・無のいずれかを囲むこと。） ○平成28年度旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金(パンフレット)
報道（取材）に当たってのお願い	
備考	

平成28年度旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金

旭川市では、市民の方や民間事業者の方が所有する建築物等に、再生可能エネルギー設備や新エネルギー設備、省エネルギー設備等を設置する場合の費用の一部を補助します。なお、今年度、創設した「旭川市スマートハウス認定制度」を利用すると、交付申請は優先的に補助採択になります。

補助基準及び交付決定方法等

補助対象設備		予算額	補助基準	募集件数	補助対象者		交付決定方法		
				年間	個人	事業者			
設備導入補助金	地域エネルギー	745万円	対象経費の1/3 (上限75万円)	予算の 範囲内	○	○	抽選方式		
	木質バイオマスストーブ (ペレット又は薪)		対象経費の1/3 (上限20万円)						
	暖房用エコフィール、ハイブリッド暖房器、ヒートポンプ温水暖房器		対象経費の1/10 (上限5万円)						
認定設備補助金	スマートハウス	前期	500万円					対象経費の1/10 (上限15万円)	
	シレコシステム	後期	245万円					ガスエンジンコージェネレーション(コレモ)	対象経費の1/10 (上限8万円)
	コージェネ							燃料電池システム (エネファーム)	対象経費の1/10 (上限15万円)
	定置用蓄電池	対象経費の1/10 (上限15万円)							
ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)	対象経費の1/3 (上限5万円)								
ゼロエネルギー化推進事業補助金 (市長が認めるもの)		100万円	対象経費の1/2 (上限50万円)	2件程度	—	○	評価選定		

○個人 旭川市の住民基本台帳に記されている市民及び市内に居住する予定がある方です。

○事業者 旭川市内で事業活動を行っている中小企業者及び組合等または法人又は個人事業主です。

1 交付申請及び交付決定

- (1) 地域エネルギー設備及びスマートハウス認定設備は、抽選により、1設備ごとの交付決定になります。
- (2) ただし、HEMSは、単体申請のほかに、定置用蓄電池、太陽光発電設備及びコージェネレーションシステム(ガスエンジンコージェネレーション又は燃料電池システム)のいずれかと同時申請が可能です。
- (3) ゼロエネルギー化推進事業補助金は事業者の方が対象です。再生可能エネルギー(太陽光、地中熱、バイオマス、雪氷冷熱、小水力等)や高効率な空調、給湯、換気、照明、融雪、暖房など様々な利用機器を単体若しくは複数で整備することができます。抽選ではなく、申請内容を評価選定して、交付決定します。

受付期間及び交付決定

前期募集	受付期間	平成28年4月20日(水)～平成28年5月27日(金)(土日祝日を除く。)	
	抽選会	平成28年6月8日(水)18時	旭川市職員会館2階2・3号会議室 旭川市9条通9丁目右10丁目
	交付決定	平成28年6月中旬以降、申請者に文書通知。また、ホームページでも発表。	
後期募集	受付期間	平成28年7月1日(金)～平成28年7月22日(金)(土日祝日を除く。)	
	抽選会	平成28年8月3日(水)18時	旭川市職員会館2階2・3号会議室 旭川市9条通9丁目右10丁目
	交付決定	平成28年8月中旬以降、申請者に文書通知。また、ホームページでも発表。	

2 旭川市スマートハウス認定制度の創設

- (1) 今年度創設した「旭川市スマートハウス認定制度」は、旭川市における低炭素な住宅づくりに資するために制定した旭川市独自の低炭素型住宅認定制度で、旭川市の施策として、スマートハウスの普及促進、導入推進を図るため、地域エネルギー設備等導入促進事業補助金で導入支援することによりしております。
- (2) この制度を利用すると、HEMS（既設若しくは新設）と、定置用蓄電池、太陽光発電設備及びコジェネレーションシステム（ガスエンジンコージェネレーション又は燃料電池システム）のいずれかを設置する場合、「旭川市スマートハウス認定通知書」の写しを提出した時、抽選によらず、優先的に補助採択されます。
- (3) 旭川市スマートハウスの認定を受けるためには、旭川市が低炭素建築物と認定した戸建住宅・集合住宅を新築または改修をする際に、HEMSが設置されている（予定含む。）ことが必須条件になります。

3 補助事業の実施

- (1) 補助対象設備の設置工事は、補助金交付決定通知日以降でなければ、着手できません。
- (2) 交付申請内容が変更になる場合は軽微変更届または変更交付申請が必要になります。
- (3) 期限までに完了報告書を提出できない場合は、補助金の交付ができません。
- (4) 交付基準に違反した場合は交付金の返還になります。

4 補助事業の完了及び補助金の振り込み

- (1) 設置工事が完了し、検査・支払・引き渡しを終了しましたら、補助事業完了報告書を提出してください。
- (2) 市では、完了報告書の内容を審査したのち、補助金額の確定通知を行います。
同時に、補助金請求書を送付しますので、確定金額を記入のうえ、市に請求書を提出してください。
- (3) 請求書が到着次第、申請者の指定口座に補助金を振り込みます。

完了報告書提出期限	補助事業完了後、45日以内、かつ、平成29年2月末日まで
-----------	------------------------------

5 地域エネルギー設備等導入促進事業補助金 説明会

受付開始に先立ち、次のとおり補助金説明会を開催しますのでご参加ください。

補助金説明会	平成28年4月19日（火）14時	旭川市職員会館3階6号会議室 旭川市9条通9丁目右10号
--------	------------------	---------------------------------

6 担当・連絡先

旭川市環境部新エネルギー推進課 旭川市6条通9丁目46番地 旭川市総合庁舎8階 電話：25-9724（直通） FAX：29-3977 ホーム> くらし> ごみ・リサイクル・環境保全> 新エネルギー・省エネルギー http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/271/290/index.html
